

サザンクリーンセンター推進協議会理事会

日時：平成22年5月6日（木）12:40～13:05

場所：自治会館会議室

出席者

上原裕常	上原 勲	金城豊明	大城英和
古謝景春	川平善範	比屋根方次（欠）	神谷信吉
古堅國雄	仲里 司	上間 明	城間信三
比嘉 讓	島袋賢栄（欠）	大城純孝	

事務局 皆さんこんにちは。本日は時間に限りがございますので、早速始めてまいりたいと思います。初めに本協議会会長であります古堅國雄与那原町長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

会 長 非常に日程が過密な中、どうしてもこの時間しかお互いの時間が合わせられないという事で、今日はお昼の時間を挟んでお願いを申し上げております。

サザン協のこれまでの取り組みについて、地域の皆さん、或いは専門家の方々、色んなご提言或いは厳しい意見なども受けておりますが、平成22年度は幹事会という新しい組織が新設されまして、幹事会と各部会、これがしっかり組み合わさって議論を徹底的に掘り下げていくと。規模の問題、減量の問題或いは予算、負担能力の問題或いはこれからCO₂、低炭素、省エネの時代に向かっていく中でどういうごみ処理施設が一番良いのかですね、その辺を徹底的に幹事会の中で議論して頂くという形で幹事会もいよいよスタートする事になりました。そこで今日お集まりいただいた議事内容につきましては、後で日程1から日程第4までございますけれども、関連した議事でありまして、監事が勧奨退職という急な退職がありまして、監事はどうしても二名を早急に確保しなければいけないという事で今日ご協力を頂いた訳でございます。それから比屋根八重瀬町長は体調を崩して公務も休んでおられるそうで今日は欠席の届けがあります。それから島尻消防清掃組合議長の島袋賢栄議長も別用務で今日は欠席と、そして糸満市長が公務のため10分程遅れるという事でございます。それから今度新しく糸満市の上原議長、それから糸豊清掃組合の比嘉議長、お二人が初の出席という事でございます。それから、西原町では予算が認められなかったというような事態が起こっておりますが、それについての西原町長から一言申し上げたいという事でありまして、宜しく申し上げます。

上間町長 皆さんこんにちは。貴重な時間ですが、少しばかり時間を頂きたいと思います。お詫びと御協力のお願いでございます。去る 3 月の定例議会でサザン協に関する負担金が西原町では残念ながら否決に遭いまして、予算計上されていない状況です。一つには議会の多くは最終処分場を建設するのがサザン協の大きな目的でなかったのか。ごみ焼却処理施設は 33 年に本当に出来るのかというような事で、サザン協の運営に関してかなり厳しい視線が向けられております。そうした中で平成 22 年度はスピード感を持って成果を挙げる、こういう決意で取り組みますので何とか協力をという事で要請をしたのですが、理解は得られませんでした。いずれこの問題について、古堅会長からも話がありますように、幹事会を立ち上げて具体的にスピード感を持ってこの 22 年度は取り組みをすると。本当に 22 年度はターニングポイントだと。こういう厳しい認識を持って、かかる課題を解決するために取り組みをしていくと。こういうような状況を是非実現したいと思っております。つきましては西原町の議会との今後の連携、このごみ問題はなかなか難しい問題ですので、やはり議会と共同歩調で一步一步前進していかなければならないので、強行に専決という状況には無いという事で、もう少し時間をかけて説得していきたいと思っておりますので、それまでの間もうしばらくご容赦頂きまして、皆様のご理解とご協力を頂きながら末席を汚すことなく精一杯努力させて頂きまして、今しばらくご猶予頂きたいと思っておりますので宜しくお願ひしたいと思ひます。

会 長 分かりました。それでは是非とも議会の皆さんの御理解を早めに頂けるように努力して頂きたいと思ひます。
それでは早速、時間もございませんので議事に入っていきたいと思ひますが宜しいですか。

(はいの声)

会 長 それでは全て日程第 1 から第 4 まで相関連する事でございますので、一応説明をして頂いて後から質疑応答に入りたいと思ひますので宜しくお願ひ致します。

事 務 局 それでは日程第 1 から日程第 4 まで相関連致しますので一括でご説明申し上げます。
・選任第 1 号「監事の選任について」
・議案第 1 号「今後の監事の選任方法について」
・議案第 2 号「サザンクリーンセンター推進協議会会則の一部を改正する会則について」
・議案第 3 号「サザンクリーンセンター推進協議会の役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程の一部を改正する規程について」
以上読み上げ説明。

会 長 日程第1から第4まで説明が終わりましたが、勸奨退職とか、会計責任者が一般職員だということもありまして、人事異動等によって変わった場合にいちいち理事会を開くということも大変だろうということもありまして、この方がスピーディーに事を運ぶ為にはいいだろうと。そしてもう一つは監事を順次選任すると。輪番制にしておけば自ずから次は何処かということももう協議する必要は無い訳でありますので、そういう形でひとつスムーズに、運営をスピーディーにしたいという思いでこういう提案をさせて頂いておりますのでどうぞ宜しくお願い致します。

何かご意見ご質問がありましたら。

理 事 3ページの4番のサザン協の監事としての費用弁償についてはサザン協が支給するという部分と、議案第3号との関連がちょっと良く分からないものですから。一方では費用弁償を削るとなっていますが。

事 務 局 お答えいたします。3ページの件ですが、監事を兼職する事についてというのは、これは本家であります南部広域行政組合の会計管理者については本島内の構成市町で持ち回りをしております。それに倣ってと申しますか、やった方が良いでしょうという事でこういうふうな輪番制にしようという事にした訳です。4項の費用弁償うんぬんというのがありますけども、監事は説明にもございましたとおり、給与は一般職の職員ですのでその給与の負担をどこがするかという問題が出てまいりますので、当然これは所属する団体の方に給与の負担はお願いしたいと。但しこのサザン協の職務に関わる部分についてはサザン協の方で費用弁償は措置しましょうという事でございます。これとご指摘のございました6ページの部分でございますけれども、報酬というのは基本的には給与と考えて結構だと思っております、いわゆる一般職の地方公務員というのは給与の重複支給は禁じられているわけです。ですから報酬の支給はできません。但し費用弁償を支給する事は地公法には抵触しませんので、費用弁償というのはいわゆる旅費ですから、日当も旅費の一部を成す物でございますので、当然その職務に従事した場合には日当及び交通費、これは支給するという事で考えた方が良いでしょうという事でそういうふうな事を規定しております。と言いますのは例えばサザン協には第1部会とか第2部会とかあるんですが、市町村の担当職員或いは担当課長が関わっております。この第1部会から第4部会の市町村の職員については日当は支給しないという規定をしているんですね。ですからそれとの整合性を考えた場合こちらでは日当は支給する事が出来るという規定をしないと、整合性が取れないものですから、それでこの議案第3号の3条の第3項の前項の但し書きの規定にかかわらずというのはただ今申し上げましたとおり、日当は支給しないという事が規定になっておりますけれども、費用弁償は支給する事ができるという条文との整合性を図る上でこういう規定をしないといけないという事でやっております。

- 理事 これは別の部分には費用弁償としては載っている訳ですか。監事の交通費、費用弁償の何らかの部分には載っているという事で。
- 事務局 額につきましては、本家の行政組合の規定に準ずるという事で一般職については日当が1,800円というふうになっておりますので。
- 会長 他にありませんか。
- 理事 今回の議案第3号の3項の監事の日当7,000円というのは削除されますよね。されますが、今度は監事については日当を支給するという事になりますが、そうするとこの日当という事は今話しがあったように1,800円という事ですか。7,000円から1,800円に削られるという事ですか。監事の日当は。
- 事務局 ただ今ご指摘の件につきましては、日当と、こちらに書かれております日額。これは日額報酬の事でございまして、違うわけですね。日当というのはあくまでもこの費用弁償に含まれるいわゆる旅費の一部としての部分でございます。ここでいう日額、これは報酬、いわゆる給与に当たる部分でございますので、その給与に当たる7,000円については無くすという事でございます。その代わりに費用弁償は支給しましょうという事でございます。
- 理事 それは分かりますが、この日当を支給すると書いてありますから、この日当が7,000円にあたるんですかという事です。
- 事務局 額としては1,800円という事です。
- 理事 監査として1,800円では安すぎるんじゃないですか。7,000円から1,800円に落とすというのは監査としてはちょっとあれじゃないですか。
- 副会長 旅費を与えるという事で解釈すれば分かりますよ。日当は与えませんよと文言はこうなっていますけど、交通費に値するものはあげますけども報酬に値するものはあげませんよという話です。これは地公法における二重報酬に該当しますから。それで報酬はあげませんという事ですから。
- 理事 その費用弁償の内容というのは何々なんですか。
- 事務局 費用弁償といいますのはそれぞれ各市町村もございまして、交通費、日当、宿泊料、航空機を利用する場合は航空賃、船賃とかそういったものが全て含まれる訳ですね。ただ本協議会の場合は陸続きですから車賃ですね、交通費、それと日当程度ですね。その

支給になるだろうという事でございます。

会 長 輪番制でお互い監事を務めるという事で平等に扱われる訳ですので、ご理解頂きたいと思いますが。

会 長 それではご質問もないようですので討論を省略しまして日程第 1 から日程第 4 までの議案、選任も含めて原案のとおり決定したいと思いますが異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長 ありがとうございます。これで今日の議題が全部終了しました。時間が少しありますので、糸満市の上原議長、比嘉議長、一言ずつ宜しく申し上げます。

上原議長 皆さんこんにちは。去年の 11 月の改選で持って再度当選しましてこの場に復帰する事ができました。糸満市議会議長の上原勲と申します。これまでの南廃協の色んな反省を踏まえてサザン協として 3 市 3 町で頑張っているものが出来たらなと思っておりますので、ひとつこれから一緒に頑張っていきますので宜しくお願いします。

比嘉議長 ご紹介頂きました糸満市の比嘉譲であります。旧南廃協の時に大いにこのごみ施設問題については大いに議論させて頂きました。糸満市は糸満市の思いと考え方という事を主張させて頂きまして、しっかりと議論をさせて頂いた中で今回サザン協の設立に至ったというふうに理解しております。是非サザン協の中でも前向きな議論をさせて頂きたいというふうに考えておりますので、ひとつ宜しくお願い致します。

会 長 早々と終える事が出来ました。これで会議を締めたいと思います。御協力ありがとうございました。